

## ○深浦町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

平成17年3月31日

告示第110号

(趣旨)

第1条 この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、深浦町補助金等の交付に関する規則（平成17年深浦町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 法第4条第1項の規定による構造基準に適合する浄化槽であって、し尿と生活雑排水（工場廃水、雨水その他特殊な排水を除く。）を併せて処理し、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBOD日間平均値20ミリグラム／リットル以下の機能を有するとともに、平成4年10月30日付け衛浄第34号通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付衛浄第34号通知）」に適合し、処理対象人員10人以下のものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助金は、下水道予定処理区域以外の地域において、住宅（店舗等の床面積が総床面積の2分の1未満である併用住宅を含む。以下同じ。）に合併処理浄化槽を設置する者及び合併処理浄化槽が新たに設置されることとなる住宅を購入する者に対し交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対して補助金を交付しない。

- (1) 社団法人全国浄化槽団体連合会とその会員である社団法人青森県浄化槽検査センターで実施する「小型合併処理浄化槽機能保証制度」に基づく保証登録をせずに合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 法第5条第1項の規定に基づく設置届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者
- (3) 住宅を借りている者で、貸主の承認を得られていないもの
- (4) 町税等を滞納している者
- (5) 販売又は賃貸等の営利を目的とした住宅に合併処理浄化槽を設置する者
- (6) 補助金の交付の決定前に浄化槽を設置した者
- (7) その他町長が適当でないと認めた者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の表の人槽区分に応じて定める限度額の範囲内で、合併処理浄化槽の設置に要する経費に相当する額とする。ただし、当該設置に要する経費に相当する額が同表に満たないときは、その額を限度とする。

人槽区分	限度額
5人槽	390,000円
6～7人槽	474,000円
8～10人槽	660,000円

（補助金の交付申請）

第5条 規則第3条の補助金の交付申請は、補助金等交付申請書（規則第3条関係）により申請するものとする。

2 規則第3条の規定により町長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 合併処理浄化槽設置計画書（様式第1号）
- (2) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (3) 設置工事を監督する浄化槽設備士の免状の写し

- (4) 設置場所の見取図
- (5) 設置浄化槽の構造図及び配置配管図
- (6) 登録浄化槽管理票（C票）及び登録証（登録浄化槽）の写し
- (7) 浄化槽設置工事契約書の写し又は見積書（配管工事を含めた工事明細書）の写し
- (8) 合併処理浄化槽付き建売住宅を購入する場合は、確認済書（様式第2号）
- (9) 小型合併処理浄化槽機能保証登録証
- (10) 町税納税証明書
- (11) 借家の場合は、貸主の承諾書
- (12) 誓約書（様式第3号）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
（交付決定）

第6条 規則第6条の規定による通知は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助事業等の変更等の届出）

第7条 規則第8条に規定する補助事業等の変更等の承認を受けようとする者は、合併処理浄化槽設置整備事業計画変更（中止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第11条の規定による実績報告は、合併処理浄化槽設置整備事業費実績報告書（様式第6号）により届けなければならない。

2 規則第11条の規定により町長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し又はこれを証明する書類
- (2) 法第7条に規定する検査の依頼書の写し
- (3) 設置工事費の領収書の写し

- (4) 工事施工写真
- (5) 浄化槽設備士が適正に施工したことを証するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 前2項の書類は、補助事業が完了後1箇月以内又は3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第12条の規定による通知は、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、規則第12条の規定によりその額の確定した後は、補助事業者からの合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付請求書(様式第8号)に基づき、一括交付する。

(補助金交付の取消し)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付を取消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(設置工事の状況確認)

第13条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工現場において確認することができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の深浦町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱（平成13年深浦町告示第30号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年1月15日告示第2号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成21年3月23日告示第15号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月15日告示第17号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月14日告示第60号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和7年12月19日告示第93号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

合併処理浄化槽設置計画書

浄化槽設置場所	深浦町大字		
浄化槽の形式	名 称	認定番号	
	処理方法	人 槽 別	人 槽
交 付 申 請 額	金 円		
所 有 者 氏 名	(1 本人 2 共有 3 その他)		
住 宅 の 形 態	1 専用住宅	2 併用住宅	3 その他
事業着工予定日	年 月 日		
事業完了予定日	年 月 日		

事業収支予算

収 入 の 部		支 出 の 部	
浄化槽設置町補助金	円	合 併 浄 化 槽	円
事業者(自己)負担金	円	配管及び取付工事費	円
計	円	計	円

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

深浦町長 様

申請者 住所 深浦町大字  
氏名

補助対象合併処理浄化槽確認願

このたび、販売目的のため住宅を建築するに当たり、設置する下記の合併処理浄化槽について、深浦町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱の対象となる浄化槽であることを確認願います。

設置場所	
浄化槽の形式	名称 認定番号
	人槽 処理番号
住宅の種類	1 一般住宅
	2 店舗等併用住宅(居住部分面積 m <sup>2</sup> ) (その他の面積 m <sup>2</sup> )
事業着手予定年月日	年 月 日
事業完成予定年月日	年 月 日

添付書類：浄化槽仕様書又は浄化槽設置届出書(審査期間を経過したもの)の写し

確 認 済 書

第 号  
年 月 日

様

深浦町長

印

上記について、次の条件を付して確認します。

- 1 建築者は、購入者に確認済書を交付すること。
- 2 購入者は、申請する場合、確認済書を添付すること。

様式第3号（第5条関係）

誓 約 書

私がこのたび深浦町合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受け、浄化槽を設置するにあたり、次のことについて誓約します。

記

- 1 浄化槽法第7条（設置後等の水質検査）及び第11条（定期検査）に規定する法定検査を受検します。
- 2 浄化槽法第10条（浄化槽管理者の義務）に規定する保守点検及び清掃を実施します。
- 3 浄化槽及び放流水等による紛争又は苦情があった場合は、当事者間によって速やかに解決します。
- 4 浄化槽設置場所が公共下水道又は集落排水施設の使用が可能になった場合は、浄化槽を廃止し速やかに公共下水道又は集落排水施設に接続します。
- 5 浄化槽に係る変更、又は廃止の場合は、速やかに県知事及び町長に報告します。
- 6 浄化槽に関する調査等に際し、敷地内に立ち入ることについて拒んだりしません。
- 7 行政の指導に対しては、誠意を持って対処します。
- 8 相続及び譲渡により名義変更を行う場合は、この誓約事項を引き継ぎます。

年 月 日

深浦町長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩  
設置場所 \_\_\_\_\_

様式第4号（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

深浦町長

印

年度合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった標記事業補助金は、深浦町補助金等の交付に関する規則第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定しました。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の目的、内容及び事業に要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。
  - 2 補助金の金額は、金 円とする。
  - 3 この補助金は、深浦町補助金等の交付に関する規則第14条ただし書の規定により、次のとおり交付する。
    - ① 補助金については、その額の確定後、一括交付する。
    - ②
  - 4 交付条件等
    - ① 補助事業者は、事業の変更等があった場合は、あらかじめ町長に届け出てその承認を受けなければならない。
    - ②
- なお、事業完了したとき、実績報告書により補助金額を確定するものである。

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

深浦町長 様

申請者 住 所 深浦町大字 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

合併処理浄化槽設置整備事業計画変更(中止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった合併処理浄化槽設置補助金に係る補助事業の計画を次のとおり変更(中止)したいので深浦町補助金等の交付に関する規則第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画変更
- 2 補助事業の廃止(中止)

理 由

-----  
-----  
-----  
-----  
-----

注 添付書類は、変更前と変更後を容易に比較対照できるように、同一欄に変更前を朱書し、変更後を黒書すること。

様式第6条（第8条関係）

年 月 日

年度合併処理浄化槽設置整備事業費実績報告書

深浦町長 様

申請者 住 所 深浦町大字  
氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知に係わる合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

浄化槽設置場所	深浦町大字		
浄化槽の形式	名 称	認定番号	
	処理方法	人 槽 別	人 槽
交 付 決 定 額	金 円		
所 有 者 氏 名	(1 本人 2 共有 3 その他)		
住 宅 の 形 態	1 専用住宅 2 併用住宅 3 その他		
工 事 着 工 完 了 日	着工 年 月 日	完成 年 月 日	
工 事 請 負 者			

事業収支決算書

収 入 の 部		支 出 の 部	
浄化槽設置町補助金	円	合 併 浄 化 槽	円
事業者(自己)負担金	円	配管及び取付工事費	円
計	円	計	円

添付書類

- (1) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し又はこれを証明する書類
- (2) 浄化槽法第7条に規定する検査の依頼書の写し
- (3) 浄化槽設備士が適正に施行を確認したことを証するもの
- (4) 設備工事費の領収書の写し
- (5) 工事施工写真

様式第7号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

深浦町長



合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった合併処理浄化槽設置整備事業費補助金については、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 交付決定補助金額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 確定補助金額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 補助金交付条件 誓約事項及び補助金交付要綱を遵守すること。※誓約した事項に虚偽又は反したと判断された場合は、要綱により補助金を返還していただきます。

様式第8号(第10条関係)

年 月 日

深浦町長 様

住 所 深浦町大字 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、その事業が完了したので、関係書類を添えて、次のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 事業実施 実績報告書のとおり

振込口座名義人 \_\_\_\_\_

振込先金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・信用組合・( \_\_\_\_\_ )

\_\_\_\_\_ 店

口 座 番 号 普通・当座 No. \_\_\_\_\_

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第8条関係)

様式第7号 (第9条関係)

様式第8号 (第10条関係)